

審 第 1 6 4 2 号
答 申 第 2 9 2 号
令和4年9月13日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月31日付け〇〇第〇〇号－1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第255号

令和元年12月17日付けで審査請求人から提起された、令和元年11月11日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不利用停止等決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和元年11月11日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不利用停止等決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

（1）審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が情報公開請求とそれに係る処分と不作為について審査請求をした（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号部分開示決定）に係る件で作成・取得されたもの一切。千葉県個人情報保護条例第50条に基づく苦情相談に係るものも含める。当該開示請求の対象文書も含める。少なくとも、担当課として教育総務課、〇〇教育事務所、生徒指導いじめ対策室、〇〇高等学校を含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県教育庁教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室（以下「児童生徒課」という。）、千葉県教育庁〇〇教育事務所（以下「〇〇教育事務所」という。）及び千葉県立〇〇高等学校（以下「〇〇高等学校」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報をも特定し、担当課（所）ごとに〇〇年〇〇月〇〇日付けで、自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定（以下、これらの決定をまとめて「本件開示決定等」という。）を行った。

（3）審査請求人は、令和元年10月11日付けで、実施機関に対し、条例第39条第1項の規定により、本件開示決定等に基づき開示を受けた個人情報のうち、別表1の番号1から番号8までの行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報について利用停止等請求（以下「本件利用停止等請求」という。）を行った。

〇〇高等学校に係る本件利用停止等請求の趣旨、理由等は、別表2のとおりである。

- (4) 本件利用停止等請求に対し、実施機関が別表3に記載した理由により本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年12月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年1月31日付け〇〇第〇〇号－1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、〇〇高等学校は、児童生徒課に対象個人情報を提供することを停止するとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

対象個人情報は、いずれも、条例第10条、第11条の規定に違反して提供されている。

対象個人情報を記載した行政文書の一部は、取りまとめと称して、処分庁の児童生徒課がその封筒に入れて審査請求人に郵送している。児童生徒課は、電話による問い合わせにおいても、それを認めている。そして、実際に審査請求人に郵送していない対象個人情報についても、その手続きの内容及び形式からして、〇〇高等学校が児童生徒課に利用させているというべきである。

したがって、対象個人情報を児童生徒課に利用させていないとは言えない。

利用停止等請求の趣旨及び理由を明らかにする書類等として提示して写しが取られたものがあるにもかかわらず、処分庁は、その書類等により、〇〇高等学校が児童生徒課に対象個人情報を利用させていることが立証されないとする判断に至った経緯について何ら記載しておらず、理由附記の不備がある。

- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 後記4（3）イについて

（ア）第一段落について

処分庁は、利用停止等を請求することができる対象情報が、審査請求人が条例に基づいて開示を受けたものに限定されると主張している

が、条例第39条第2項には、「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報により、自己の個人情報が第八条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるときは、当該個人情報の収集の停止を請求することができる。」と規定されており、審査請求人が、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報により、自己の個人情報が第8条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかであると認めるときは、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報でなくとも、第8条の規定に違反して収集されようとしている自己の個人情報の収集の停止を請求することができるものである。

そうすると、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報についてしか利用停止等の請求ができないとするのは、条例第39条第1項の規定によるもののみであり、条例第39条第2項の規定によるものは、自己の個人情報が第8条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかである旨を審査請求人が開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報により認めるときにすることができるのであって、条例第39条第2項の規定による利用停止等請求までもが、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報についてしか行えないものではない。

したがって、条例第39条第2項にいう「当該個人情報」を「開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報」と解している処分庁の判断は、条例第39条第2項の規定による請求ができないとするものであり、また、その請求に係る処分に対する審査請求もできないとするものであって、処分の前提を欠いており違法である。

なお、当然のことながら本件における条例第39条第1項及び第2項にいう「開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報」は、すべて条例に基づいて開示を受けたものである。

(イ) 後記4(3)イ(ア)について

処分庁は、学校や教育事務所といった出先機関が担当課となった申請、処分、審査請求についての個人情報を児童生徒課が取り扱う事務の目的を明確にしていないうし、当該目的を達成するために必要な範囲を逸脱しているし、違法かつ不公正な手段により行われてしまっている。

同じ実施機関の他の課室が担当課となった審査請求に係る個人情報は、本件では、審査請求人本人から直接、収集したものではなく、児童生徒課が、取りまとめと称して、少なくとも〇〇教育事務所、〇〇高等学校から収集されたもの又は収集されようとしていることが明ら

かなものである。そして、法も千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下、「公開条例」という。）も、ともに、審査請求に係る個人情報を千葉県情報公開審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）でもない児童生徒課が〇〇教育事務所、〇〇高等学校から収集することを正当化し得る規定を有していないことから、法令等に基づいて収集するときとは言えず、条例第8条第3項ただし書き第1号には当たらない。

また、審査請求人は同意などしていないことから条例第8条第3項ただし書き第2号には当たらない。

その他の号には明らかに当たらない。

なお、当該不作為に係る審査請求は、いずれも裁決がいまだになされていない。

（ウ）後記4（3）イ（イ）について

審査請求人は、処分庁が対象個人情報を審査請求人本人に提供したことを違法であるなどと主張するものではない。

「審査請求書の送付について（送付）（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）」及び「審査請求書について（送付） 「不作為の審査請求書」（審第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 受付）」は、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報からして、児童生徒課は〇〇教育事務所、〇〇高等学校が担当課となる審査請求人の審査請求に係る情報を今後も〇〇教育事務所、〇〇高等学校から収集するのであるから、第8条の規定に違反して収集されようとしていることが明らかである。

また、収集済みでないことは条例第39条第2項の規定による請求ができなくなるものではない。

さらに、本件対象情報を記録した行政文書に、審査請求人の個人情報を利用させている記載がある場合にだけ条例第10条に違反するという判断が成り立つわけでないことは、条例第10条の規定からして明らかである。

処分庁は、情報公開請求の対象事案が「いじめがなかった」とするいじめ自殺に係る〇〇市の第三者検証委員会の委員に係るものであって、情報公開請求の対象事案である職員が現職の〇〇市立学校のスクールカウンセラーである他、〇〇市の現職の顧問弁護士、〇〇市立学校元校長で〇〇市教育委員会の元職員などが「第三者」として委員を務めるなどして、いじめ防止対策推進法による重大事態に当たらないとする判断を正当化する等、〇〇市教育委員会も千葉県教育委員会もいじめを隠蔽しており、審査請求人がそのことを追及していることから、審査請求人の審査請求履歴を漏えいしたものであり、その他は前

記3（2）ア（イ）で述べたとおりであって、取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を実該実施機関の内部において利用したものであるとともに、条例第10条ただし書きのいずれにも該当しない。

（エ）後記4（3）イ（ウ）について

「教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室は、〇〇教育事務所から提供を受けた当該個人情報の利用を停止せよ。」及び「教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室は、〇〇高等学校から提供を受けた当該個人情報の利用を停止せよ。」は、「条例8条の規定に違反して収集され、条例10条の規定に違反して利用されている。」に対応したものである。第11条の規定は、その上の記載に対応するものである。

そこで、第11条の規定を記載したのは、実施機関内部で違法に審査請求人の審査請求履歴が共有されている以上、前記3（2）ア（ウ）最終段落で述べた事情からして、少なくとも、実施機関以外のものに当たる〇〇市教育委員会にも漏えいされているおそれがあることを念頭に置いたためである。

（オ）後記4（3）ウについて

個人情報の取りまとめは利用に当たる。実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用している。児童生徒課は、取りまとめをしている以上、取りまとめた行政文書につき、〇〇教育事務所、〇〇高等学校から個人情報を収集したというべきであり、取りまとめた行政文書の内容を確認していないとは言えないし、たとえ確認していなかったとしても、内容を確認しようと思えば確認することができる状態に置いたことも違法である。

児童生徒課が担当課となった審査請求に係る個人情報は、本件では、審査請求人本人から直接、収集したものではなく、児童生徒課が、取りまとめと称して、少なくとも〇〇教育事務所、〇〇高等学校から提供されたもの又は提供されようとしていることが明らかなものである。そして、法も公開条例も、ともに、審査請求に係る個人情報を審査会事務局でもない児童生徒課が〇〇教育事務所、〇〇高等学校から提供されることを正当化し得る規定を有していないことから、法令等に基づいて収集するときとは言えず、条例第10条ただし書き第1号には当たらない。

また、審査請求人は同意などしていないことから同条ただし書き第2号には当たらない。

その他の号には明らかに該当しない。

児童生徒課は処分庁の本庁の機関であり、本件請求のもとになった情報公開に係る処分ないし不作為の担当課ではないし、他課に係る審査請求に係る個人情報を記載した行政文書を児童生徒課が取りまとめること自体が違法である。そうしたことは、審査会事務局で行うべきである。

いじめ問題に取り組む審査請求人の審査請求活動等を監視することが目的で個人情報が共有されていたというべきである。

イ 理由附記の不備の違法

処分庁は弁明していないが、審査請求書に記載したとおり、原処分には理由附記の不備の違法があることから、当然に取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容

本件利用停止等請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

ア 本件文書の内容について

(ア) 本件文書 1 は、公開条例第 7 条第 1 項の規定により審査請求人から提出された行政文書開示請求書を供覧したものである。

(イ) 本件文書 2 は、前記 (ア) の開示請求について、公開条例第 13 条第 2 項の規定により開示決定等の期間を延長し、延長後の期間等を通知した決裁文書一式である。

(ウ) 本件文書 3 は、後記 (キ) の決定に対し、法に基づき審査請求人から提出された審査請求書を供覧したものである。

(エ) 本件文書 4 は、前記 (ウ) の審査請求について、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 29 条第 2 項の規定により弁明書を作成し、当該弁明書を法第 9 条の規定により読み替えて適用する法第 29 条第 5 項の規定により審査請求人に送付した決裁文書の一式である。

(オ) 本件文書 5 は、千葉県情報公開審査会委員長（以下「委員長」という。）が後記 (ク) の諮問を受け付け、反論書等の写しを提出するよう依頼した行政文書を供覧したものである。

(カ) 本件文書 6 は、法第 30 条第 1 項の規定による当該弁明書に記載された事項に対する反論書を委員長に送付した決裁文書の一式である。

(キ) 本件文書 7 は、前記 (ア) の開示請求について、公開条例第 12 条

第1項の規定により行政文書の一部を開示した旨を決定し、その旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

- (ク) 本件文書8は、前記(ウ)の審査請求について、公開条例第21条第1項の規定により千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同条第2項の規定により諮問した旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

イ 処分の理由について

利用停止等を請求することができる権利を定めた条例第39条の規定には、「開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報」と定められており、これは、利用停止等請求の対象となる個人情報は条例に基づく開示決定（部分開示決定を含む。）を受けた個人情報に限るという趣旨であり、この趣旨を前提として次のとおり検討する。

(ア) 条例第8条について

本件文書の内容は、前記4(3)アのとおりであり、後記aからcまでが本件文書に記録されている審査請求人の個人情報を収集した場合に該当するが、これらは当該情報を公開条例及び法に基づき受動的に取得する場合である。そして、後記aについては、県の保有する情報の一層の公開を促進するなどの目的を公開条例で明確にしており、同条例に基づく開示請求権制度という事務を執行していく上で、当該目的を達成するために必要な範囲内で本人の同意に基づいて収集している。また、後記b及びcについては、国民の権利利益の救済を図るなどの目的を法で明確にしており、法に基づく不服申立制度という事務を執行していく上で、当該目的を達成するために必要な範囲内で本人から収集している又は本人の同意に基づいて収集している。したがって、条例第8条の規定により収集している。

- a 公開条例第7条第1項の規定により、審査請求人が行政文書の開示を請求したこと。
- b 当該請求を受け実施機関が開示決定等を行ったことに対して、法に基づき審査請求人が審査請求を行ったこと。
- c 法第30条第1項の規定により審査請求人が反論書を提出したこと。

(イ) 条例第10条について

本件文書の内容は、前記4(3)アのとおりであり、後記aからfまでが本件文書に記録されている審査請求人の個人情報を利用又は提供した場合に該当するが、後記a、b、d及びfについては、条例第10条第2号に規定する本人に提供する場合であり、後記c及びeについては、〇〇高等学校が児童生徒課に送付又は諮問を行っておらず、

また、本件文書に記録されている情報に審査請求人の個人情報児童生徒課に利用させている記載はないことから、審査請求人の個人情報を保有する実施機関の内部組織である〇〇高等学校及び児童生徒課において条例第10条の規定による利用を行っていない。

- a 前記4(3)ア(イ)の開示決定等の期間を延長した旨を実施機関(担当課(所)は〇〇高等学校である。)が審査請求人に通知したこと。
- b 前記4(3)ア(エ)の弁明書を実施機関(担当課(所)は〇〇高等学校である。)が審査請求人に送付したこと。
- c 前記4(3)ア(カ)の反論書を実施機関(担当課(所)は〇〇高等学校である。)が委員長に送付したこと。
- d 前記4(3)ア(キ)の行政文書の一部を開示した旨を決定したことを実施機関(担当課(所)は〇〇高等学校である。)が審査請求人に通知したこと。
- e 前記4(3)ア(ク)の実施機関(担当課(所)は〇〇高等学校である。)が審査会に諮問したこと。
- f 前記eを実施機関(担当課(所)は〇〇高等学校である。)が審査請求人に通知したこと。

(ウ) 条例第11条について

本件審査請求に係る令和元年10月11日付け自己情報利用停止等請求書の「利用停止等請求の趣旨」の欄には、「〇〇高等学校は、教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室に対象個人情報を提供することを停止せよ。」と記載されている。この記載から、当該趣旨は、審査請求人の個人情報を保有する実施機関の内部組織である〇〇高等学校及び児童生徒課において当該情報を利用することを停止することを求めていると解されるが、条例第11条の規定は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合について定めていることから、条例第11条に該当しない。

ウ 弁明の内容について

審査請求人は、「対象個人情報は、いずれも、千葉県個人情報保護条例10条、11条の規定に違反して提供されている。」「そして、実際に審査請求人に郵送していない対象個人情報についても、その手続きの内容及び形式からして、本件担当課が同室に利用させているというべきである」旨主張する。

しかし、前記4(3)イ(イ)のとおり、〇〇高等学校が児童生徒課に送付又は諮問を行っていないなどから、条例第10条の規定による利用を行っていない。また、前記4(3)イ(ウ)のとおり、審査請求人

の利用停止等請求の趣旨は〇〇高等学校及び児童生徒課において当該情報を利用することを停止することを求めていると解されるが、条例第11条の規定は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合について定めていることから、条例第11条に該当しない。

審査請求人は、「対象個人情報を記載した行政文書の一部は、取り纏めと称して、処分庁の児童生徒課生徒指導・いじめ対策室がその封筒に入れて審査請求人に郵送している。同室は電話による問い合わせにおいても、それを認めている。」旨主張する。

審査請求人が請求した行政文書開示請求書（〇〇年〇〇月〇〇日付け受付〇〇番）を受けて実施機関が行った、開示決定等期間延長通知書の担当課（所）が教育庁教育振興部児童生徒課である同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号、担当課（所）が〇〇教育事務所である同日付け〇〇第〇〇号及び担当課（所）が〇〇高等学校である同日付け〇〇第〇〇号を、まとめて「千葉県教育庁教育振興部児童生徒課」と記載されている1つの封筒に入れて審査請求人に送付し、行政文書部分開示決定（同月〇〇日付け教児生第〇〇号、同年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号）に対する同月〇〇日付け審査請求に係る弁明書の送付及び反論書の提出について及び弁明書の副本の担当課（所）が児童生徒課である〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号－2及び同日付け教児生第〇〇号－1、担当課（所）が〇〇教育事務所である同日付け〇〇第〇〇号－2及び同日付け〇〇第〇〇号－1、担当課（所）が〇〇高等学校である同日付け〇〇第〇〇号－2及び同日付け〇〇第〇〇号を、まとめて「千葉県教育庁教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室」と記載されている1つの封筒に入れて審査請求人に送付しているが、これらの行政文書に記録されている個人情報を点検することなく、便宜上事務的に文字どおりまとめて1つの封筒に入れて審査請求人に送付しており、当該情報を保有する実施機関の内部において当該情報を利用しておらず、条例第10条に該当しない。

審査請求人は、「利用停止等請求の趣旨及び理由を明らかにする書類等として提示して写しが取られたものがあるにもかかわらず、処分庁は、その書類等により、本件担当課が同室に対象個人情報を利用させていることが立証されないとする判断に至った経緯について何ら記載しておらず、理由附記の不備がある。」旨主張する。

利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしないときは、条例第42条第2項の規定によりその旨及びその理由を通知しなければならない。この理由の記載は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を利用停止等請求者に知らせることにある。このような趣旨

に照らせば、この通知に記載すべき理由としては、利用停止等請求者において、その理由をその根拠とともに了知し得るものでなければならぬ。

そこで、本件決定における当該記載の妥当性について検討すると、本件決定における自己情報不利用停止等決定通知書の「利用停止等をしない理由」の欄には、利用停止等をしない理由について、各利用停止等をしない条項の規定をそのまま引用しているのではなく、当該理由に該当すると判断した理由が具体的に示されている。

以上のことから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件利用停止等請求について

本件利用停止等請求は、本件文書に記録された個人情報が条例第10条又は第11条の規定に違反して提供されているとして、その提供の停止を求めるものである。

(2) 個人情報の利用停止等請求について

条例第39条第1項は、「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。」と規定し、同項第1号で、条例第10条の規定に違反して利用されているときに、当該個人情報の利用の停止を請求できることを規定し、同項第2号で、条例第10条又は第11条の規定に違反して提供されているときに、当該個人情報の提供の停止を請求できることを規定している。

(3) 条例第10条又は第11条違反について

条例第10条は、実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない旨を規定している。

また、条例第11条は、個人情報を当該実施機関以外のものへ提供する場合において、提供を受けるものに対して当該実施機関が求めるべき措置やオンライン結合による提供の要件等について規定している。

児童生徒課及び〇〇高等学校は、千葉県教育委員会という同一の実施機関に属しているものであるから、〇〇高等学校が、本件文書に記録された個人情報を児童生徒課に対して提供することは、条例第10条の規定という「利用」に当たり、一方で、同一の実施機関以外のものに提供することは、同条の規定という「提供」に当たる。

そこで、審査請求人の請求は、本件文書に記録された個人情報について、

同一の実施機関内において条例第10条の規定に違反して利用され、同一の実施機関以外のものに対して同条又は第11条の規定に違反して提供されているため、条例第39条第1項第1号又は第2号の規定により、その利用及び提供の停止を求める趣旨と解して、以下、検討する。

ア 利用の停止について

(ア) 本件文書1、本件文書3及び本件文書5から本件文書7までについて

実施機関に確認したところ、本件文書1、本件文書3及び本件文書5から本件文書7までについては、〇〇高等学校は、当該文書の写し等その他当該文書に記録された個人情報を児童生徒課に利用させていないとのことであった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、当該文書に記録された個人情報について、児童生徒課に利用させていることが認められるような特段の事情は見受けられない。

したがって、当該文書に記録された個人情報が条例第10条の規定に違反して利用されているとは認められない。

(イ) 本件文書2及び本件文書4について

a 審議会で見分したところ、本件文書2及び本件文書4は、〇〇高等学校が作成した開示決定等期間の延長に係る決裁文書又は審査請求に対する弁明書の副本の送付に係る決裁文書であると認められる。

b 実施機関に確認したところ、〇〇高等学校は、これらの文書に記録された個人情報について、児童生徒課に利用させていないとのことであった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、当該文書に記録された個人情報について、児童生徒課に利用させていることが認められるような特段の事情は見受けられない。

したがって、当該文書に記録された個人情報が条例第10条の規定に違反して利用されているとは認められない。

c なお、審査請求人は、開示決定等期間の延長に係る審査請求人宛て通知書及び弁明書の副本の審査請求人宛て送付書について、児童生徒課が〇〇高等学校の分も取りまとめて一つの封筒で送付したとし、本件利用停止等請求において、当該封筒の写しを提示して主張しており、そのようにして審査請求人に送付したことは、〇〇高等学校も弁明書において認めているところである。

そこで、児童生徒課に取りまとめて一つの封筒で送付させていた

ことについて、以下、検討する。

- d これらの文書は、スクールカウンセラーに係る行政文書の開示を求める特定の行政文書開示請求へ対応する事務において作成されたものである。

千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月30日制定。以下「要綱」という。）第3の3（7）は、「担当課（所）は、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たっては、教育総務課、総合窓口、当該行政文書に関係する課及び機関（他の実施機関等県のすべての機関を含む。イにおいて同じ。）と、担当課（所）が機関の場合には主務課とも、口頭又は書面により協議を行う。」と規定している。

よって、スクールカウンセラーに係る事務は、それを所管している児童生徒課が主務課であるから、教育機関である〇〇高等学校における当該事務についての行政文書開示請求及び審査請求について、〇〇高等学校が児童生徒課に当該事務に関わる個人情報を取得させることは、条例第10条の規定に違反するものとは認められない。

- e ただし、行政文書を開示するかどうかの決定等は、その決裁で完結しており、その後、通知文書の施行に当たって、主務課が取りまとめて送付することは、何ら要綱には記載されていない。取りまとめを行う場合は、取りまとめのために多少の日時を要することがあると推測され、また、文書の受け渡しにおいて、紛失、取り違い等の危険も全くないわけではないから、宛てとなる本人が特に取りまとめを希望している場合は別として、担当課（所）において各々送付することが望ましいと考える。

（ウ）本件文書8について

- a 審議会で見分したところ、本件文書8は、行政文書開示請求に対する決定について審査請求人が行った審査請求について、審査会に諮問した際の決裁文書であると認められる。
- b 実施機関に確認したところ、〇〇高等学校は、これらの文書に記録された個人情報について、児童生徒課に利用させていないとのことであった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、当該文書に記録された個人情報について、児童生徒課に利用させていることが認められるような特段の事情は見受けられない。

したがって、当該文書に記録された個人情報が条例第10条の規定に違反して利用されているとは認められない。

c なお、本件文書8に係る決裁においては、児童生徒課に合議していたことが認められる。

そこで、児童生徒課に合議していたことについて、以下、検討する。

d 要綱第5の5(1)は、審査請求があった場合の取扱いとして、担当課(所)は、当該審査請求に係る開示決定等が妥当であるかどうかの再検討を行った結果、なお開示決定等が妥当であると判断した場合には、教育総務課に協議の上、速やかに、諮問書を作成し審査会に諮問する旨規定しているのみで、諮問を行う際に主務課に合議を行うことを定めていない。

しかし、要綱第3の3(7)は、「担当課(所)は、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たっては、教育総務課、総合窓口、当該行政文書に係る課及び機関(他の実施機関等県のすべての機関を含む。イにおいて同じ。)と、担当課(所)が機関の場合には主務課とも、口頭又は書面により協議を行う。」と規定していることから、児童生徒課は開示決定等に関わっており、当該開示決定等についての審査請求を諮問する際に、児童生徒課に合議を行うことを違法とまでは認められない。

e よって、教育機関である〇〇高等学校が行う審査請求に関連する事務において、主務課である児童生徒課に合議していることは、条例第10条の規定に違反するものとは認められない。

イ 提供の停止について

実施機関に確認したところ、〇〇高等学校は、本件文書の写し等その他本件文書に記録された個人情報と同一の実施機関以外のものに対して提供していないとのことであった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件文書に記録された個人情報について、〇〇高等学校から同一の実施機関以外の者に対する提供が存在するような特段の事情は見受けられない。

したがって、本件文書に記録された個人情報が条例第10条又は第11条の規定に違反して提供されているとは認められない。

ウ 以上のことから、本件文書に記録された個人情報についての条例第39条第1項第1号又は第2号の規定による利用及び提供の停止をしないとの実施機関の決定は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の

判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年1月31日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年2月26日	反論書の写し受理
令和3年11月29日	審議（令和3年度第7回第2部会）
令和4年1月24日	審議（令和3年度第8回第2部会）
令和4年3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

別表1

番号	行政文書	審議会による名称
1	行政文書開示請求書について（送付）（審第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日受付）	本件文書1
2	行政文書開示請求に係る開示決定期間の延長について（〇〇第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書2
3	審査請求書について（送付）（審第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 受付）	本件文書3
4	弁明書の作成及び送付について（〇〇第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書4
5	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について	本件文書5

	て（供覧）（審第〇〇号公開審第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 受付）	
6	反論書の提出について（〇〇第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書 6
7	行政文書開示請求に係る部分開示決定通知について（〇〇第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書 7
8	審査請求に対する裁決について（〇〇第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書 8

別表 2

利用停止等請求に係る個人情報 を記録する行政 文書の件名	利用停止等請求 に係る個人情報 の内容	利用停止等請求 の趣旨	利用停止等請求 の理由
本件文書 1	〇〇高等学校が 担当課となっ た、審査請求人 の行政文書開示 請求	〇〇高等学校 は、児童生徒課 に当該個人情報 を提供すること を停止せよ。	条例第 10 条、 第 11 条の規定 に違反して提供 されている。
本件文書 2	〇〇高等学校が 担当課となっ た、審査請求人 の開示請求に係 る開示決定期間 の延長		
本件文書 3	〇〇高等学校が 担当課となっ た、審査請求人 の開示請求に係 る審査請求		
本件文書 4	〇〇高等学校が 担当課となっ た、審査請求人 の審査請求に係 る弁明		

本件文書 5	〇〇高等学校が 担 当 課 となっ た、審査請求人 の審査請求に係 る諮問の受付及 び反論書等の写 しの提出		
本件文書 6	〇〇高等学校が 担 当 課 となっ た、審査請求人 の審査請求に係 る反論		
本件文書 7	〇〇高等学校が 担 当 課 となっ た、審査請求人 の行政文書開示 請求に係る部分 開示決定通知		
本件文書 8	〇〇高等学校が 担 当 課 となっ た、審査請求人 の審査請求に対 する裁決につい て（諮問）		

別表 3

利用停止等請求に係る個人情報 を記録する行政文書の件名	本件決定における不利用停止等の理由
本件文書 1 から本件文書 8 まで	児童生徒課に利用させていない。